

第5回匝瑳市子ども・子育て会議 会議概要

●日時：平成27年3月13日（金） 午後1時30分～3時30分

●場所：匝瑳市民ふれあいセンター 1階 談話室

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
 - ア 匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（案）について
 - イ その他
- (4) 閉会

2 出席者

(委員)

齋藤 光雄、土屋 聡子、栗栖 幸恵、大木 孝夫、北村 卓、
熱田 寛明、石郷岡利幸、石川 浩之

(市)

事務局（学校教育課） 柴田 敦、小川 豊
（福祉課） 平山 弘、菊間 和彦
（株グリーンエコ） 児玉 健

3 会議概要

■ 開 会 ■

【事務局】

本日は年度末ということで時節柄お忙しい中、第5回匝瑳市子ども・子育て会議に御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

本日につきましては、あかしあ幼稚園の平山委員及び八日市場幼稚園の石崎委員のお二方が御欠席ということで、あらかじめ御連絡を頂いておりますので、御報告させていただきます。

なお、本日の会議につきましては、匝瑳市子ども・子育て会議条例の規定によりま

して、過半数の出席がありますので会議が成立しておりますことを併せて御報告させていただきます。

それでは最初に、会長から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

■ 会長あいさつ ■

【会長】

皆さん、こんにちは。委員の皆様には、年度末ということで大変御多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

三寒四温ということで、寒い日と暖かい日が繰り返す中で、桜も着実に春に向かって蕾を膨らませているところであります。

本日は、事前に配っていただいた事業計画案、それから本日お手元に配布していただきましたパブリックコメントによる市民の意見ということで事務局に御提示いただきました。

今回は最終の会議になろうかと思っておりますので、皆さんの忌憚のない御意見を御願いしまして最終のまとめにしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたしますと存じます。

■ 議 事 ■

【事務局】

ありがとうございました。

本日、追加でお配りした資料がございますので、御報告させていただきます。

なお、郵送でお配りした資料につきましては、「子ども・子育て会議次第」と「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（案）」の2点です。

また、本日お配りした資料としましては、「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（素案）に係るパブリックコメントの意見について」という資料と「第5章・量の見込みと確保方策」という資料、それから「子ども・子育て支援新制度における保育所保育料について」という資料の3点です。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、会議条例の規定によりまして、会長に議長として議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、早速ですが、議事に移らせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画を策定し、新たに組まれていくということでもあります

ので、パブリックコメントにおける市民の声をどのように取り入れていただいたかというところを含めて、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、議事の（１）としまして、匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（案）について、変更点を中心に説明をさせていただきます。

それでは、まず、郵送にて配布しました匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（案）の説明をさせていただきます。変更のない点につきましては省略させていただきます。

前回の会議から変わった点ですが、14ページから21ページまで保育サービス等の提供状況や子ども・子育てをめぐる問題の動向ですとか、各種状況を示した表を掲載しました。

これは前回の会議におきましては、数字が入っていませんでした。今回は数字を入れました。

続きまして34ページにつきまして、（１）、（２）、（３）と、それぞれ項目がありますが、こちらにつきましては、前は主に項目だけで文章が入っていなかったかと思えます。今回は文章を入れさせていただいております。

それから、71ページ以降の第5章・量の見込みと確保方策につきましては、計画期間中の確保内容の項目は見出しだけ入っていましたが、どのように確保していくのかという説明が入っていませんでしたので、今回は説明文を入れさせていただいております。以降、同様に、この表の中に計画期間中の確保の内容という説明文を入れさせていただきます。

また、参考資料としまして、前は見出しだけ掲載をしていましたが、今回は、匝瑳市子ども・子育て会議条例、匝瑳市子ども・子育て会議の委員名簿、策定経過、用語集を掲載しました。用語集については、日常的にはなかなか耳にしないような言葉を中心にまとめております。

続きまして、第5章の量の見込みと確保方策の内容を訂正した関係で、「第5章 量の見込みと確保方策」という資料を本日用意させていただきました。訂正理由としましては、県に報告をしましたところ、確保方策の数量につきましては、匝瑳市として今後提供できる各施設の定員数を積み上げたものであるとの指摘を頂きましたので、そのように訂正させていただいたところでございます。今までの表の作り方としましては、量の見込みと確保方策が同数ということで、差し引きをゼロとしていましたが、県の指摘によりますと、確保方策の数量というのはそういうことではなく、各施設の定員数の合計の数字が入るというようなことでしたので、訂正をさせていただきました。例えば、73ページに580人という数字がありますが、これは、2号認定子ども（3歳以上の保育が必要な子ども）として受け入れできる数字です。それから74ページで320人とあります。これは3号認定子ども（3歳未満児の保育が必要な子ども）の数でございます。580人と320人を足しますと900人となります。そ

の900人という数字は、匝瑳市内には保育所が11か所ありまして、その11か所の定員数の合計を足し上げたものが900人ということになりますので、その定員数の合計が匝瑳市としての確保策の合計数ということになります。

それから、先ほど議長からもありましたように、市民の声をどのように反映しているかということですが、「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（素案）に係るパブリックコメントの意見について」ということで、提出された意見の紹介を含めまして説明させていただきます。

パブリックコメントは、平成27年2月5日から3月6日まで30日間、ホームページ及び広報そうさに掲載して募集をしました。それから市役所と野栄総合支所にそれぞれ紙ベースの計画書（素案）、意見記入用紙及び意見箱を設置しました。そのように募集をしたところ、1人の女性から3件の意見を頂きました。

1件目の意見は、「休日診療があるのはありがたいのですが、小さい子どもがいるので、小児科を扱っている所ではない場合、不便です。匝瑳市内の病院に問い合わせたら、小さい子ども用の薬がないとのことで、休日診療できず大変でした。子どもの急な病気などもあるので、休日診療の病院も、きちんと整っていると子育てしやすいです。」という意見です。

2件目としましては、「休みの日に遊べる広場などを増やしてほしいです。」という意見です。

3件目としましては、「つどいの広場を土日も開放してほしいです。」という意見です。

これらの意見をどのように計画に反映するかということですが、第4章の施策の推進方向の中で小児救急医療体制の整備のことを載せております。「市内及び近隣の小児医療を担う医療機関との連携との強化を促進します。」という内容で掲載しております。

2件目の意見については、53ページに掲載しており、公園の整備の充実ということで、「子どもやその家族等が安全な環境で、安心して遊ぶことができる公園の整備に努めます。」というように掲載しております。

3件目については、38ページ、つどいの広場事業として「野栄福祉センター内及び旧八日市場幼稚園米倉分園内で実施しているつどいの広場の内容の充実を図り、より多くの子育てをしている親子の利用を促進し、子育ての負担の緩和、安心な子育て、子育てができる環境づくりを推進します。」というような文言で整理させていただいているところです。

そのようなことで現在の計画を掲載していますが、匝瑳市総合計画中期基本計画という計画がございます。これは、市では、匝瑳市の最上位の計画として位置づけている計画となります。総合計画の中では、小児医療体制の整備として、「勤務環境やサポート体制の充実などにより小児科医の確保に努め、小児医療体制の整備を推進します。」ということで整理しております。

続いて2件目につきましては、総合計画では、子どもの遊び場の確保として、「子

どもたちが安心して遊ぶことのできる公園や緑地などの適正管理を図るとともに、自然環境を生かした遊び場の整備を推進します。」という内容で掲載があります。

また、つどいの広場につきましては、子育て支援サービスの充実として、「つどいの広場、保育所の開放など、親子が気軽に交流できる場の充実に努めます。」という内容で整理しております。

そこで、総合計画の掲載内容をふまえて、子ども・子育て支援事業計画の掲載内容をまとめていきたいと考えていますので、御意見を頂ければと思います。

【議長】

ありがとうございました。

計画案については、数字の入っていなかった所と文言等について修正した所を中心に説明を頂きました。

それから、パブリックコメントとしては3件ということで、意見が少なかったようですが、3件とも重要なことだと思います。子ども・子育て会議の中でも、遊び場の確保のことですとか、子どもの救急医療の充実のことなどが意見として出されています。

それでは、ただいまの説明について何か意見がありましたらお願いします。

【委員】

小児科医の確保に努めると言っていますが、市民病院の医師はだんだん減少しています。今度は、内科医もいなくなり、さらに人数が減ってしまいます。

【事務局】

市民病院の医師の問題については、現在開かれている匝瑳市議会3月定例会でも取り上げられております。今、お話があったとおり、現在勤めている内科医が4月以降1名減るということです。その後、来年度は、さらに退職する医師が出てくるということで、市民病院の診療科目が維持できるかどうかというような状況になる可能性もあります。数年前までは、旭中央病院から2名の医師を派遣していただいていたのですが、それも現在はなくなっているということです。

以前は、千葉大の医局と強いつながりがありましたが、現在は千葉大にお願いをしても、なかなか受け入れをしていただけるような人材がないということで、非常に手詰まりな状況にあるようです。

そのような中で、旭中央病院が独立行政法人、簡単に言えば、公的な医療機関から民間のような形の病院に変わるという議論が旭市議会の中で行われているということですが、結論には至っていないようです。

匝瑳市民病院としても、将来的には旭中央病院と同じような検討をしていかなければならない時期が来るのではないかと考えていますので、ご意見を伺います。

【委員】

市民病院もそういうふうにするのであれば、幼稚園とか保育所についても、多古町のように一つにまとめてしまうとか、そういう方向性は出てくるのではないかと思います。

一つとか二つとかに減れば、それだけ設備とか保育内容とかが充実して良くなっていくと思いますので、そういう方向性はありなのかなと思います。

【委員】

そういう形も取れなくもないのかなと思います。認定子ども園を新しく作るのであれば、そういう形にしてはどうかと思います。

【委員】

先ほどの小児医療ですが、医師の確保に努めるといのは表現が弱いのではないかと思います。

【委員】

救急と言っても旭中央病院以外にないですよ。休日当番医も小児医療ができる所とできない所があり、最終的には旭中央病院に行ってしまう。

【委員】

多古中央病院では、確か、一度診察してもらおうと救急でも診てもらえるようです。

【委員】

市民病院では、現在、小児科医の確保のために何か特別やっていることはあるのですか。

【事務局】

医師の確保については、医師の確保に実績のある職員を配置して努力はしていますが、そういった職員を配置しても医師の確保はなかなか困難な状況となっています。

【委員】

今、内科で診てもらっている先生が4月からいなくなるそうで、次の医師は誰になるかわからないということです。だから、医師の確保については、小児科医だけではなく、いろいろな診療科の先生を集めなければいけないのに、どんどん減ってしまっていて非常に困っています。

【議長】

いろいろ現実として難しいところがあるかと思いますが、市の総合計画の

中には、小児科医の確保に努めるとあります。医師の確保は難しいので、近隣と手を結びながら対応していかなければならないとも思います。近隣の医療機関との連携と医師の確保の双方を頑張ってもらおうというような決意的なことを載せてもらえたらと思います。

【議長】

次のところに移ってもよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員】

パブリックコメントで出された3つの意見はどれも貴重な意見だと思います。それに対しての回答が明確にわかるようにしたほうがよいと思います。子どもの遊び場の確保ということであれば、具体的にどのように確保するのか、また、つどいの広場の土日の実施についても実施するのかもしれないのか具体的にわかってもらえるような内容にしたほうがよいと思います。

【事務局】

つどいの広場につきましては、現在、2か所で実施しています。2か所で合わせて月曜日から金曜日まで実施しており、土曜日につきましては1か所で第1土曜日のみ実施しています。

土日開催の要望を受けて、現在のつどいの広場の指導員にこの要望について聞いてみましたところ、現在の体制では毎週土日開催というのは厳しいですが、土曜日を、例えば、第1土曜日に加えて第3土曜日も実施するというように土曜日の開設日を増やしていくのは、現在の体制でも可能だと考えられるというような意見を頂きましたので、その辺についてはお答えできるのかなと考えております。

計画案には具体的にそのように表記はしていませんが、そのように検討できると思います。

なお、パブリックコメントに対する回答は、ホームページで回答することになっておりますので、今後、回答内容については調整させていただきます。

【委員】

パブリックコメントで子どもの遊び場のことがありましたが、市役所の北側は、公園になるのですよね。

【事務局】

(仮称) 合併記念公園ということで、現在、整備をしております。平成27年度中

に整備をしてオープンしてまいりたいということで進めております。平成28年度には共用を開始し、子どもたちの遊び場や憩いの空間として利用できるのではないかと思います。

【委員】

子どもの遊び場についての計画案の載せ方ですが、子ども・子育て支援事業計画という子どもを中心とした計画ですので、現在では、計画案の内容は「公園の整備の充実」というような形になっています。それに対し、総合計画中期基本計画を見ますと、「子どもの遊び場の確保」ということで、総合計画のほう子どもを中心とした表記になっていますので、こちらの表記のほうがいいような気がします。

【議長】

事業計画案の34ページに、子どもが安全で安心して生活できるまちづくりということが載っていて、その事業に、親子で安心して集まれる公園や出張広場等の屋内の施設の充実等云々と書かれています。休みの日に遊べる広場などを増やしてほしいというパブリックコメントの意見が、自然環境を生かした広々とした草原のようなものなのか、あるいはある程度の施設が充実したものを意図しているのか、ちょっと捉えどころのないところではありますが、子どもたちが安心して遊べることのできる公園はもちろん必要なことだと思います。

【委員】

あまり大きくすると維持管理に大きな負担がかかってくると思います。そういうのを考え出すと、そんなに大々的なことはできない。だから、今ある公園を少し整備して地区に維持をお願いするというような仕組みにしていくなど、工夫をしていかなければいけないと思います。

【議長】

だんだん地域で子どもが遊ばなくなってきたてはいますけれども、小さい子どもたちにとっては身近に家から歩いて行ける公園があればよいと思いますし、また、ちょっと成長したら大きな広場、草原みたいところで思いっきり遊べるようなところも欲しいかなというのがあります。

【委員】

公園によっては遊具が危険な状態にあるということで、怪我をした場合の補償とかを考えて遊具を取りはずしたままにしてあるというのをよく見かけます。そういう状態が続くと余計に人は行かなくなってしまう。今は家の中でゲームをずっとやっていてなかなか外に遊びに行かない子どもが多いと思います。それをどうにかして外に引っ張り出すというのはこれからの課題だと思います。

【議長】

他に御意見はないでしょうか。

【委員】

そうさ市子ども会育成連絡協議会の活動状況が載っていますが、5月の安全対策講習会、それから東総子ども会育成者講習会というのがあります。親業訓練士という資格を持ち、子ども・子育てに関するいろいろなことをやっている方がいまして、その方を講師に迎えて育成者講習会を開催しました。

子育てのアンケートで、子どもの接し方に自信が持てない、子育てに関して話し相手や相談相手がいない、子育てのストレスから子どもにきつく当たってしまうなど、子育てに関してはさまざまな悩みを抱えている親たちがいます。親として子どもに対しての接し方などを教えてくれるので、ぜひ、そういう方は講習会に参加していただければと思います。

それと、集団指導者講習会というのがあるのですが、認定講習会なので、「認定」という文言を入れていただきたいと思います。

【議長】

計画案の中でいくつか修正してもらいたい箇所があります。

4ページに「年老」という表記になっている箇所がありますので「老年」に直してください。

22ページの調査対象ですが、「児童」ではなく「児童のいる保護者」ではないでしょうか。

48ページの放課後子ども教室の充実の項目には学校名の表記がありませんので入れてください。

49ページに保育所（園）における早期発見とありますが、幼稚園も入るのではないかと思いますのでどうでしょうか。検討してください。

それから、51ページ、母子家庭等対策総合支援事業の文言の中で、「一部または訓練促進費を支給する。」となっていますので、ですます調に直してください。

それから55ページの交通安全教室の実施については、小・中学校で実施となっていますが、保育園や幼稚園でも実施していると思いますので、保育園や幼稚園も含めてはどうでしょうか。

それから63ページと64ページ。職業体験機会の充実についてですが、学校と市内の企業との協力連携の下、小学校でも職業体験やっていますよね、キャリア教育です。ですから小学校も含めてはどうでしょうか。

それから、84ページの計画進行管理ですが、行政と関係機関とのネットワークをつくと書かれています。その結果ですが、毎年度点検評価を行いますということで、毎年意見を聞くというような形で捉えてよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。毎年、子ども・子育て会議を開催しまして、進捗状況を点検評価するということとなります。

【議長】

90ページの待機児童の説明の中で、認定を受けて入所を申し込んだが利用していない児童となっていますけれども、正しくは、申し込んだが入所できない状態にある児童ではないかと思えます。

41ページに預かり保育という項目があります。これも文言のことですが、「保育士」とありますが、これは「保育士」ではなく「教諭」ではないですか。

35ページに子どもを産み育てたいという表記がありますが、他は全部「生む」となっていますので、統一したほうがいいと思えます。

【委員】

その他、15ページの幼稚園の状況の項目に「園児数」が「園時数」となっていますので修正してください。

【議長】

議事の(1) 匝瑳市子ども・子育て支援事業計画(案)について御審議いただきましたけれども、この辺で議事の(1)を終了したいと思います。

それでは議事の(2)「その他」に入りたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

【事務局】

子ども・子育て支援新制度における保育所保育料について資料を用意させていただきました。これにつきまして、前回、幼稚園の保育料につきましては、子ども・子育て会議におきまして、平成27年度以降の保育料がどうなるのかということで、教育委員会からお示しさせていただきましたが、保育所の保育料はどうなるのかということで、前回、御意見をいただきましたので、今回、提示をさせていただきます。

まず、国の資料を見ていただきますと、現行が左側の表になっております。これは、各所得税額をベースにして税額が幾らだったら保育料が幾らというようなことで、国の定めた保育料の上限額を示しております。

それに対しまして、平成27年度以降はどうなるかといいますと、市民税所得割課税額ということで、市民税額により保育料を算定することになりました。なお、国においては、保護者の所得が前年と変わらないのに保育料が変わってしまうことがないように配慮しているということです。さらにまた右側の表を見ていただきますと、保育標準時間と保育短時間ということで、2つの区分が新たに登場しました。これは、

今までにはなかったものですが、保育標準時間につきましては、1日最大で11時間まで預かれるというものです。それに対して、保育短時間につきましては1日8時間まで預かるというものです。保護者の就労状況、就労時間等により保育標準時間である11時間まで預かる場合というのは主に1日勤務をされる保護者の方を対象としている場合となります。一方、保育短時間ということで1日8時間まで預かる保育につきましては、パートタイム就労の保護者を想定しています。保育短時間のほうが保育標準時間よりも保育料が数百円程度安くなっております。保育短時間は、保育標準時間よりもマイナス1.7%に設定するというので、国が定めた保育料の設定がなされております。

それに対しまして、匝瑳市の保育料について、まず、現行の匝瑳市の保育料を見ていただきますと、階層区分が、国は8階層までなのですが、匝瑳市におきましては、それを15階層に細分化しております。例えば、国でいうところの第4階層は、市では第5から第8までの4階層に細分化しております。国では、第4階層を見ますと、3歳未満児が3万円、3歳以上児が2万7,000円ということで、その1つの区分しかないですけれども、匝瑳市ではこれを4つに区分することにより極力保育料を軽減することに努めているということになります。国の最高額では3歳未満児で10万4,000円のところを匝瑳市では4万4,000円ということで、半分以下に抑えているということになります。このようなことから、匝瑳市の保育料につきましては、国の定めた保育料の上限額よりも軽減をしているということでございます。

また、国では、3歳未満児と3歳以上児と2区分ですが、匝瑳市につきましては、3歳未満児、3歳児、4歳以上児と3つの区分に細分化しております。4歳以上児という新たな区分を設定することで軽減化を図っております。

匝瑳市の平成27年度以降の表を見ていただきますと、国と同様に所得税ベースであったものが、今後は市民税の所得割課税額ということで、市民税ベースに切り替わっております。これも、同じ所得でありながら保育料が高くなってしまおうということがないように配慮しております。現行の3歳未満児、3歳児、4歳以上児の保育料は、平成27年度以降の3歳未満児、3歳児、4歳以上児の保育標準時間の認定をされた方の保育料と同額ということにさせていただいております。保育短時間につきましては、保育標準時間の保育料より一律1.7%低くしております。

市民税をベースに算定することとなったことに伴う変更点ですが、市民税は6月が課税時期ですので、毎年4月から8月までの5か月分の保育料につきましては、前々年の所得をもって計算した市民税額をベースに算定します。9月以降につきましては、前年の所得をベースに課税された市民税額でもって保育料を算定するということとなりますので、毎年9月に保育料が切り替わる可能性があるということになります。ですので、前々年と、前年の所得が変わる保護者の方につきましては、それに伴い税額も変わってきますので、9月で保育料が切り替わるというような可能性もあります。

この切り替えについては、保護者から何か書類を提出してもらうとか、そういったことは必要ありません。あくまでもこちらで算定させていただきまして、保育料が変

わる保護者に対しては、こちらから通知をさせていただくということになります。毎年、市民税の課税時期の関係で9月に保育料の切り替えが発生するということとなります。今までは源泉徴収票又は確定申告書のコピーを提出していただいていたのですが、その必要がなくなります。市で保有している課税資料を基に計算させていただきます。市で保有している資料というのは税務課の資料になりますので、そちらにつきましては、保育の申し込みをする際に課税状況を確認させていただくことに同意の署名をしていただければ、こちらで課税状況を調べさせていただくことができますので、改めて保護者が必要となる手続きはありません。

平成27年度以降、子ども・子育て支援新制度が施行されてからも、匝瑳市独自で実施している18歳未満の子どもが3人以上いる場合の3人目以降の保育料の無料化は継続して実施します。

それから、第3子だけではなくて、第2子などには助成がないでしょうかという御意見が前回出されたかと思えます。これは匝瑳市独自の制度ではなく全国一律の制度なのですが、同時に保育所に2人以上入っている場合の2人目以降の子どもの保育料につきましては半額になり、3人目以降の子どもは無料ということになります。

平成27年度以降の保育料の説明については、以上でございます。

【議長】

平成27年度以降の保育料についての説明を頂きました。

御意見よろしいでしょうか。

(意見なし)

【議長】

その他、事務局で何かありましたらお願いします。

【事務局】

今まで、第5回にわたりまして、御意見を頂いてきました子ども・子育て支援事業計画につきましては、これから体裁を整えていきたいと思えます。

絵柄ですとか、デザインに関しては、コンサルタントに入ってもらっていますので、もう少し見た目が親しみやすいように体裁を整えていきたいと考えております。

それから、先ほど指摘のありました訂正事項も見直しをしまして仕上げていきたいと思えます。

なお、子ども・子育て支援事業計画の決定につきましては、最終的に市長の決裁を頂くこととなります。

また、計画の概要版を別途作成させていただくことを予定しております。計画の中の主な点につきましては、概要版という形で作らせていただきたいと思います。

【議長】

それでは、委員の皆様には、本日を含めて5回にわたる御審議、御協力を頂きましてありがとうございました。御審議いただいた結果を事業計画として4月から実施されるということです。匝瑳市の子育て世代が子どもを安心して生んで、安心して育てられる社会の実現を願ひまして、子ども・子育て会議を終了したいと思います。

それでは、以上をもちまして議事を終了したいと思います。ありがとうございました。

■ 閉 会 ■

【事務局】

議長におかれましては、円滑な進行を頂きまして、ありがとうございました。

本日は平成26年度の子ども・子育て会議の最終回です。今後、コンサルタントと調整をさせていただきながら体裁を整えて計画書を仕上げていきたいと考えております。完成した計画書につきましては、後日、皆様のお手元にお届けをしたいと思います。

また、平成27年度以降につきましては、今年度のように複数もの開催はないとは考えておりますが、計画どおりに進行しているのかどうか、進捗状況の進行管理を改めて皆様方をお願いをさせていただきたいと考えております。

また、任期は2年ということですが、今回、保育所の保護者会長であったり、団体の会長であったり、そういった方々を選任させていただいている関係で、会長等の役職が変わった場合は、会議の委員も代わる可能性もありますので、その点につきましては、また御連絡させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして第5回匝瑳市子ども・子育て会議を終了させていただきます。

長時間にわたり、誠にありがとうございました。